

設備工事施行要領 (電気設備工事編)

都市整備局設備課

令和 7 年 4 月以降

— 目次 —

第 1 章 一般共通事項

第 1 節 工事現場管理	1
1. 1. 1 埋蔵文化財の取扱い	
第 2 節 完成図書等	1
1. 2. 1 完成図書	
1. 2. 2 試験成績報告書	
1. 2. 3 鍵	
凡例一覧表	3

第 2 章 共通工事

第 1 節 土工事	4
2. 1. 1 根切り	
2. 1. 2 埋戻し	
第 2 節 地業工事	4
2. 2. 1 砕石地業	
第 3 節 配管工事	4
2. 3. 1 電線管	
2. 3. 2 金属製可とう電線管	
2. 3. 3 はつり	
2. 3. 4 配管の防水処理	

第 4 節 配線工事	4
2. 4. 1 電線・ケーブルの接続	

第 5 節 その他	5
2. 5. 1 排出ガス対策型建設機械	

第 3 章 電力設備工事

第 1 節 電灯・コンセント設備	5
3. 1. 1 配線器具	
3. 1. 2 LED 照明器具	

第 2 節 分電盤・制御盤等	6
3. 2. 1 共通事項	
3. 2. 2 キャビネット	
3. 2. 3 分電盤	
3. 2. 4 制御盤	
3. 2. 5 警報盤	

第 3 節 動力設備	7
3. 3. 1 電動機の接続	
3. 3. 2 水中ポンプ、電極棒等への配線	
3. 3. 3 振動する機器への接続	

第 4 節 受変電設備	8
3. 4. 1 高圧受配電盤	
3. 4. 2 変圧器	
3. 4. 3 高圧負荷開閉器・零相変流器の接地	

第 5 節 架空線路	9
3. 5. 1 柱の標示	
3. 5. 2 支線	
3. 5. 3 引込線	

第 6 節 地中線路 ————— 9

- 3. 6. 1 埋設深度
- 3. 6. 2 配管方法
- 3. 6. 3 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
- 3. 6. 4 埋設標識シート
- 3. 6. 5 埋設標
- 3. 6. 6 ハンドホール
- 3. 6. 7 ハンドホール凡例
- 3. 6. 8 ハンドホールへの配管接続

第 4 章 通信・情報設備工事

第 1 節 端子盤 ————— 12

- 4. 1. 1 端子盤

第 2 節 拡声設備 ————— 12

- 4. 2. 1 試験調整

第 3 節 自動火災報知設備 ————— 13

- 4. 3. 1 警戒区域標示板
- 4. 3. 2 スポット感知器
- 4. 3. 3 自立型防災盤

第 4 節 機器収納ラック ————— 13

- 4. 4. 1 機器収納ラック

別表 機器取付高さ ————— 14

本書の位置づけ

本要領は、特記のある場合に、仙台市都市整備局設備課発注の電気設備工事に適用する。

第1章 一般共通事項

第1節 工事現場管理

1.1.1

埋蔵文化財の取扱い

埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、施工にあたり、監督職員と協議のうえ必要に応じて仙台市教育局文化財課の立会いに協力すること。

1.1.2

ポリ塩化ビフェニル (PCB) の取扱い

改修・撤去工事において、施設所管課公所にて、PCB含有の事前調査を行っている場合は、調査結果と撤去機器を突合し、PCB使用機器があった場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従うこと。

第2節 完成図書等

1.2.1

完 成 図 書

- (1) 表紙に、工事件名、「完成図書」、着手年月日、完成年月日、受注者名を記載する。発注者が当該工事について工事監理業務委託契約を締結している場合は委託監理者も併せて記載する。この場合において、着手日と完成日はそれぞれ着手届と完成届の記載の日付とする(契約書記載の工期ではない。)
- (2) 背表紙には、工事件名、「完成図書」、受注者名を明記する。
- (3) 1枚目に表紙と同じ表示をし、2枚目には目次を設ける。
- (4) パイプ式ファイル又はA4版折込製本等で破損しにくい物での製本とする。
- (5) 工事場所が複数ある場合は、製本について監督職員と協議すること。
- (6) 完成図書の内容については、国の標準仕様書に記載があるもののほか、機器完成図を綴じこむこととし、下記を参考とする。
 - ・目次
 - ・完成図面
 - ・機器完成図
 - ・機器取扱い説明書(保全に関する資料)
 - ・機器保証書
 - ・保守に必要な指導案内書(保全に関する資料)
 - ・機材検査試験成績報告書(保全に関する資料)
 - ・総合運転試験成績報告書(保全に関する資料)
 - ・官公署届出書類及び検査済証、合格証の写し(保全に関する資料)

〇〇〇〇工事	
完 成 図 書	
着手	年 月 日
完成	年 月 日
設計監理	△△△
受注者	◇◇◇

1.2.2
試験成績
報告書

標準仕様書による他、以下のものも提出すること。

- (1) テレビ電界強度測定表
- (2) 照度測定表

1.2.3
鍵

原則として、鍵の種別毎に、鍵 3 個を提出する。鍵には 1 個ごとにアクリル彫刻プレート又はプラスチック名入れケースを取付ける。なお、プレートには、表面には「施設名」、裏面に「制御盤、分電盤、及び弱電設備盤」あるいは「高圧受変電設備(またはキュービクル)」と表記する。ただし、大規模工事等で、他工事との関連で鍵の整理を考慮する必要がある場合は、監督職員の指示による。

表1 凡例一覧表

記 号	名 称	仕 様
(電灯・動力)		
●SC	切替スイッチ	「自動－切－手動」カバー付
	フロアコンセント	丸型片面引出式 銅又はアルミダイカスト合金製 2P15A125V×2 中深ボックス使用
	〃	〃 〃 2P15A125V 接地極付 〃
	コンセント	角型引掛シーリング 2P6A250V
	〃	防雨屋根付 2P15A125V×3 接地端子付
	〃	防水型ロック式 2P15A125V 接地極付 プラグ付
	〃	防雨屋根付 2P15A125V×2 接地極及び接地端子付
(機器)		
	フロートレススイッチ電極	ホルダー付 電極棒ステンレス製 (添数字は極数)
(架空線路・地中線路)		
○	鋼管柱	仕上・長さ・径・強度は傍記
	コンクリート柱	コンクリート製 長さ・径・強度は傍記
	ハンドホール(中荷重型)	3.6.6～3.6.8参照
	ハンドホール(重荷重型)	〃
(拡声・インターホン)		
	防災アンプ	設計図仕様参照
	学年切替器, 系統切替器	ロータリー式
	マイクジャック	キャノンコネクタ(金属プレート付)
	床付きインターホン アウトレット	床埋込ローテンションアウトレット
(自動火災報知装置及び自動通報装置)		
	総合盤	 消火栓併設型 ボックス別途
	〃	 埋込ボックス
	標識板	プラスチック製 受信機設置場所「受信所」 その他の場所「火災報知機」

第2章 共通工事

第1節 土工事

2.1.1 根 切 り	原則として機械掘りとし、埋設物を損傷しないよう十分注意すること。他埋設物を損傷する恐れのある場合は、関係者と連絡を密にしながら施工し、万一損傷させた場合は、応急処置を行うとともに監督職員に報告し、その指示に従って復旧すること。
2.1.2 埋 戻 し	埋戻しに使用する土は良質土とし、残土が生じた場合の処分は特に指示のない限り場内敷ならしとする。この場合において、石や瓦礫等は、場外に搬出し適切な方法により処分すること。また、埋戻しに適さない場合は、山砂を使用することとし、山砂の類は、再生砂(粒度0mm～10mm)を使用すること。

第2節 地業工事

2.2.1 砕 石 地 業	砕石地業に使用する砕石は、原則として再生クラッシャーラン(粒度40mm以下)を使用すること。
------------------	--

第3節 配管工事

2.3.1 電 線 管	(1) 図面に種類の特記なき金属管(屋内いんぺい配管)は、ねじ無し電線管を原則とする。 (2) 最上階天井スラブには、原則として電線管を埋設せず、天井内いんぺい配管とする。 (3) 水気のある場所の電線管立上部は、モルタル又は充填材等で脩上げする。 (4) 露出配管でダクター支持をする場合、人が容易に触れるおそれがある部分には、ダクターボルトキャップやダクターエンドカバー等を取り付けること。 (5) 屋内露出配管を塗装する場合は、揮発性有機化合物(VOC)等の含有量がより少ないものとし、ホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。
2.3.2 金 属 製 可 とう 電 線 管	屋外又は屋内の水気・湿気の多い場所で使用する金属製可とう電線管はビニル被覆有とし、付属品は専用のものを用いる。
2.3.3 は つ り	既設のコンクリート床、壁などに対する配管貫通部の開口又は切削は、監督職員の承諾を受けたのち、ダイヤモンドカッターを用いて施工する。ただし、梁及び耐震壁の貫通は、原則として認めない。
2.3.4 配 管 の 防 水 処 理	建物及び水密を要する躯体(ピット等)の配管で、最終ハンドホールの建物側及び建物立上げ配管端には、防水シール等を充填すること。

第4節 配線工事

2.4.1 電 線 ・ ケーブル の 接 続	(1) 屋外及び湿気のある屋内においてケーブルを接続する場合には、合成樹脂モールド工法により、絶縁処理を行う。
------------------------------	---

第5節 その他

2.5.1

排出ガス対策型 建設機械

工事において、ディーゼルエンジンを搭載した建設機械を使用する場合は、「排ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号最終改正平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
バ ッ ク ホ ウ	
車 輪 式 ト ラ ク タ シ ョ ベ ル	
ブ ル ド ー ザ ー	
発 動 発 電 機	可搬式・溶接兼用機を含む
空 気 圧 縮 機 (可 搬 式)	
油 圧 ユ ニ ッ ト	基礎工事用で独立したもの
ロ ー ラ	ロードローラ・タイヤローラ・ 振動ローラ
ホ イ ー ル ク レ ーン	ラフテレーンクレーン

第3章 電力設備工事

第1節 電灯・コンセント設備

3.1.1

配 線 器 具

- (1) スイッチはネーム付を原則とする。
- (2) スイッチ部分においては、電線の色又はテープ巻等により、電源側と負荷側の電線を識別できるようにする。
- (3) 3Aの自動点滅器は電子式、埋込型、感度調整付を原則とする。

3.1.2

L E D 照 明 器 具

LED照明器具は、原則として公共型番による他、工業標準化法第57条第1項の規定に基づくJNLA試験機関または、(一般社団法人)日本照明工業会が指定する試験機関により、品質が保証されたものを採用する。

要求性能は、高品質照明用LED光源における性能要求指針(一般社団法人日本照明工業会(平成26年7月11日制定))による。なお、本節によらないLED照明器具の品質の保証方法、及び、性能については、監督職員と協議する。

第2節 分電盤・制御盤等

3.2.1

共通事項

- (1) 製作盤は本節を適用する。なお、既製盤についてはメーカー標準仕様とする。
- (2) 盤扉裏面に、製造者名、施工業者名、完成年月を、容易に消えない方法にて表示する。
- (3) 制御回路及びランプの保護は、サーキットプロテクタ(定格遮断容量2.5kA, 1P1E又は2P2E)を使用する。
- (4) 主回路部分の銅帯配線と外部引出し幹線等の接続には、六角ボルト又はダブルビス等を使用し容易に緩まない構造とする。
- (5) 24時間周期タイマーは、電子式とし、停電補償時間は5年以上とする。
- (6) 1次側配線がケーブルの場合は、ケーブル処理のスペースを見込んで製作すること。また、1次側配線は、MCCBに不必要な力が加わらないように端子台等を設置する。
- (7) ランプ点灯のチェックスイッチは、故障の表示灯全てが確認できること。
- (8) 分電盤、動力盤、制御盤、高圧受配電盤、の警報部の仕様は3.2.5による。
- (9) 接地端子は接地線の本数を考慮して取付け、本数が多い場合は銅帯を設置する。
- (10) 漏電遮断器用接地端子を取付け、函体から絶縁すること。

3.2.2

キャビネット

- (1) 化粧ビスで扉押えをする場合、ダクトの蓋等を除き、盤表面にビスが表出しない構造とする。
- (2) 高さ1,000mmを超える扉の板厚は、鋼板の場合2.3mm以上とする。
- (3) ロードセンター形の表面蓋は扉式とし、板厚は(2)に準じる。
- (4) ハンドル及びキーについては、原則として屋内・屋外用ハンドルはA464(キーはNo.SE02)、屋内外キュービクル用ハンドルはA140(キーはNo.SE1Q)、その他屋内用ハンドルはA161またはA160(キーはNo.0200)相当品とする。改修工事等で、既設盤のキーと異なる場合は、監督職員の指示による。公園便所の場合は、ハンドルをA464とし、キーについてはSE02に替えて0200を使用するものとする。なお、扉押えは、幅650mmを超えるもの又は高さ1,200mmを超えるものには操作棒を使用する。
- (5) 標準仕様書の規定により設ける図面入れの大きさは、A4版、厚さ20mm程度を標準とするが、おさまりが困難なものについては、監督職員と協議する。
- (6) 盤の名称は原則として和名とし、設計名称を傍記する。
- (7) 塗装は以下による。
 - 塗装工程は、錆止め1回以上、下塗1回以上、中塗り1回以上、上塗り2回以上とする。ただし、筐体の内側と、埋込型盤の埋込部分については錆止め1回以上、下塗1回以上とする。(仕上がり塗装膜厚は40 μ m以上とする。)これ以外の特殊工法による場合は監督職員の承諾を受けること。
 - 塗装色は指定色とする。指定のない場合は、屋外盤はJEM1135マンセル5Y7/1、屋内盤はマンセル2.5Y9/1とする。
 - 亜鉛溶射処理をする場合は、原則として盤外面と外扉の内外面のみとする。塗装仕様は、JISH8300のZS80以上とし、指定色焼付塗装(下塗1回、中塗り1回、上塗り2回)するものとする。亜鉛溶射指定の盤については、チャンネルベース等も同じ処理とする。
 - 塗装工程の写真については、原則として屋外盤各1面を代表して工程ごとに作成すること。ただし、監督員により指示がある場合は、この限りではない。
- (8) 止め金の当たる塗装部分は、ステンレス製の当て金で保護すること。
- (9) 居室又は通路等に設置する警報盤及び分電盤の露出部分の厚さは、150mm以下を原則とする。ただし、下端FL+2,200以上に設置するもので、監督職員が承諾する場合はこの限りではない。また、上記場所に設置する露出

		型の動力盤，制御盤の厚さは，300mm以下を原則とする。
3.2.3	分電盤	(1) 分岐ブレーカは，JIS C 8201-2-1 電灯分電盤用協約型配線用遮断器に規定されるものを用いることを原則とする。 (2) 主幹回路に用いるELCBの感度は100mAとする。ただし，水気又は湿気の多い場所で使用される回路で感電の恐れが大きい場合は30mAとする。
3.2.4	制御盤	(1) 誘導機負荷の場合，盤内に各々適合コンデンサーを設けること。ただし，負荷側にコンデンサーを内蔵している場合を除く。コンデンサーは，電動機等が停止の状態では電源から切離されていること。 (2) 制御盤の運転故障表示の色は，標準図[制御盤 単位装置の機能]によるほか，電源用は白ランプとする。また，制御用押釦の色は，停止用は緑，運転用は赤，故障停止用は黒とする。 (3) 警報又は制御に用いる変流器及び計器用変圧器には，作業しやすい位置に試験用端子を設ける。ただし，試験用コードの接続が安全容易に行える構造の場合は，その限りではない。 (4) 制御用リレーは動作表示付を原則とする。
3.2.5	警報盤	(1) 音響停止釦は自動復帰型とし停止後も他の警報信号により再度音響を発する構造とする。 (2) 音響装置はON・OFFとも0～60分の可変タイマーでON・OFF可能とする。 (3) 電子音等は明瞭な音のものを使用すること。 (4) 警報盤には，ランプ及び音響装置のチェックスイッチを盤の表面に設ける。(ランプが放電灯又はLEDである場合，音響装置が電子ブザー又は電子サイレンである場合であっても設ける。)ただし，ランプが常時うすく点灯しており，警報時明るく点灯する場合又は常時点灯しており，警報時点滅する場合のランプのようにそのチェックが行われるものを除く。 (5) 警報盤がFLから比較的高い位置に設置される場合は，操作釦等は可能な限り下部に取付ける。

第3節 動力設備

3.3.1	電動機の接続	電動機と屋内配線の接続は，電動機付属の接続端子箱内で行う。電動機が口出線付の場合は，直近にジョイントボックス等を設ける。端子とケーブルの太さが合わない場合は，直近にジョイントボックス等を設け，ジョイントボックスとモーター端子台間をケーブルで接続する。
3.3.2	水中ポンプ，電極棒等への配線	水中電動機の接地は，機器に付属するケーブルの心線を利用する。接地の有無については，発注前に確認をする。また，水中ポンプ，電極棒等への配線は，通線後，管端に防水処理を行う。
3.3.3	振動する機器への接続	振動する機器に接続する箇所の配管には，金属製可とう電線管を使用する。

第4節 受変電設備

3.4.1

高圧受配電盤

- (1) 共通事項は3.2.1, キャビネットは3.2.2による。
- (2) 真空遮断器(VCB)は低サージ型とし, サージアブソーバーは取付けないものとする。
- (3) 標準仕様書で規定される絶縁性保護カバーは, 取りはずしが容易なアクリル製か塩ビ製又はエキスパンドメタル等とする。このカバーには, 朱書きにて「高圧危険」と表示すると共に, アクリル又は金属板に, 右記の注意銘板を表示すること。
(130mm×180mm程度)
- (4) 油入の高圧コンデンサー取付部には, 爆発時の油飛散防止としてカバーを設ける。ただし, 異常検出時, 自動開放する機能がある場合はこの限りでない。また, 一面からは点検可能とする。
- (5) MCCBの1次側は原則として銅帯とし, 2次側は端子ブロックを設ける。ただし, MCCBを防火区画した場合はこの限りでない。低圧主回路配線に用いる絶縁電線の許容電流は, 標準仕様書による。
- (6) 標準仕様書の内部照明器具は, 前後面に取付けること。
- (7) 断路器操作棒をキュービクル内に収納し, 扉表面に収納表示をすること。
- (8) キュービクル内に予備品箱(フタ付)を納入のこと。
- (9) キュービクル付近に消火器(A・B・C火災に適応する粉末消火器または, 強化液消火器とし, 国家検定合格品(検定合格証付き), 収納箱付)を設置すること。
- (10) キュービクルを固定する基礎ボルトにはビニルキャップを取り付けること。
- (11) 屋外変電設備のフェンス出入口には, 施錠装置を設け, 立入り禁止する旨を表示すること。

モールド変圧器には触れないこと
(赤地に白文字)

電源を遮断した場合であっても
必ずモールド表面を検電のうえ,
零電位になったことを確認すること
(白地に赤文字)

3.4.2

変圧器

変圧器(電力用トランス)の仕様は次のとおりとする。

- (1) 柱上用等屋外に露出して使用するものは, JISC4304による。
- (2) モールド変圧器は, JISC4306に定めるもののうち, 絶縁の種類はB種又はF種のものとする。
- (3) モールド変圧器においては, 変圧器又は変圧器を収納した箱体の見やすい位置に, 接触禁止の表示を貼付すること。
- (4) 変圧器の架台据付部分には防振処置を施し, 耐震ストッパを設けること。

3.4.3

高圧負荷開閉器・零相変流器の接地

高圧負荷開閉器の零相変流器の制御線はシールド線とし, 制御箱側で接地する。また, 高圧負荷開閉器と制御箱間の制御線は, 途中接続のない構造とする。

第5節 架空線路

3.5.1 柱の標示

引込柱を除く電柱やテレビ共同聴視用鋼管柱には、以下の仕様の名札を取付けること。材質はアルミニウム製とし、文字は黒色で浮出しとする。また、取付けはステンレスバンドによる。

令和○年○月		
□	仙 台 市	□
No.△△		

3.5.2 支線

支線はJISG3537亜鉛めっき鋼撚線(GW)により、下表を参考に選定する。

摘 要	アンカー	支 線
カラー鋼管柱、木柱及び耐張力の小さい架線のコンクリート柱	S:打込S型	22mm ² ～30mm ²
コンクリート柱一般	M:打込M型	38mm ² ～45mm ²
耐張力の大きい架線のコンクリート柱	L:打込L型	55mm ² ～70mm ²
軟弱地盤におけるカラー鋼管柱、木柱、コンクリート柱	U:打込U型	22mm ² ～30mm ²
カラー鋼管柱	B:コンクリートブロック	22mm ² ～30mm ²

3.5.3 引込線

引込線の引込み位置及び引留め方法については、所轄電力会社又は電気通信事業者と打合せ、監督職員の承諾を得て施工する。

第6節 地中線路

3.6.1 埋設深度

地中埋設管路のうち、引込線・高圧受電線・幹線等主要な配管は、特記なき場合、地表面(舗装のある場合は、舗装下面)から配管の頂までの土被り600mm以上で埋設することを原則とする。

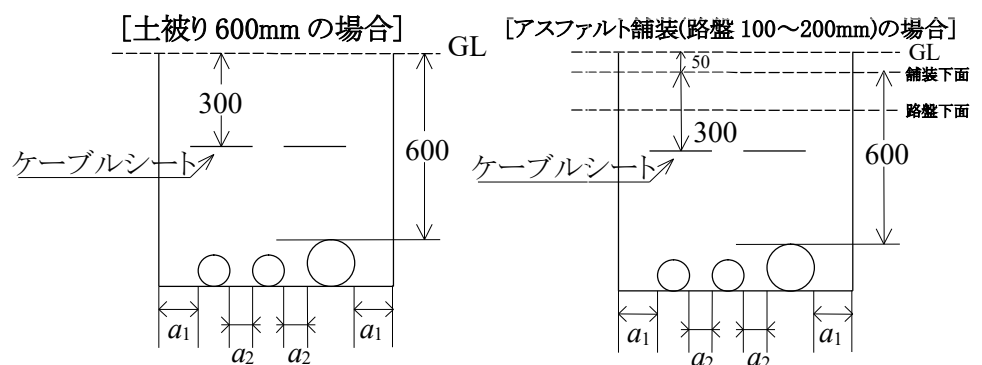
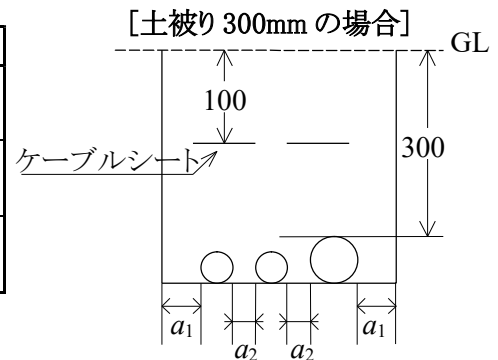
3.6.2 配管方法

地中線路は、原則として次の間隔を標準として敷設すること。ただし、下図によらない場合は、監督員との協議による。

	a_1	a_2
GLT管	200	100
角型FEP管 直埋ケーブル	200	0~
丸型FEP管	200	下表

a_1 : 作業余裕幅 [mm]

a_2 : 配管離隔 [mm]



丸型 FEP 管 呼び径	a_2 : 配管離隔 (mm)
30,50	50
80~150	70
200	100

3.6.3 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管

ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管を地中埋設する場合は、地中のカップリング部及びその両側(それぞれカップリングの長さ以上)は、専用防食テープを3層以上巻く。また、一般電線管と接続する場合は、GL+300以上の位置で行う。

3.6.4 埋設標識シート

地中線路を埋設する場合は、次により埋設標識シートを敷設すること。

- (1) 埋設標識シートは折返し付(ダブル折り)とする。
- (2) 3.6.2埋設図の深さに連続して敷設すること。
- (3) 敷設枚数の目安は、掘削幅550mmの場合1枚とする。

3.6.5 埋設標

埋設標は、原則として地中埋設管路の曲がりに応じて地表面に敷設する。

3.6.6 ハンドホール

- (1) 特記がある場合を除きブロックハンドホールを使用する。
- (2) コンクリート製ブロックハンドホールのコンクリート相互間等は、エポキシ樹脂系接着剤等により接着する。
- (3) 水抜きパイプは監督職員と協議のうえ施工する。
- (4) ケーブルは落下防止ビスを取付けたケーブル支持ダクター材(ステンレス製又はFRP製)にて固定すること。
- (5) 蓋または蓋受けには、接着剤にて固定したゴムパッキンを取付ける。
- (6) ハンドホール内のケーブルには、ケーブルの種別、行先を表示した名称札

(ファイバー製等)を取付ける。また、予備配管の導入線には、行先、用途(強電、電話、外灯等)を示した名称札を取付ける。

- (7) ハンドホール内のケーブルは、キンクを起こさないような施工を行い、余長をとって配線する。
- (8) 高圧ケーブルには、名称札の他に「高圧危険」と表示をした黄色テープ等を600mm程度巻き付ける。
- (9) 鉄蓋は、蓋中央部に直径150φの加圧面で耐荷重試験を行った時破壊荷重2,000kg以上(R2K)又は8,000kg以上(R8K)とする。鉄蓋は簡易防水形とし、Ⓜマーク入りとする。また盗難防止用鎖を取付けること。

3.6.7

ハンドホール凡例

(1) 丸型鉄蓋

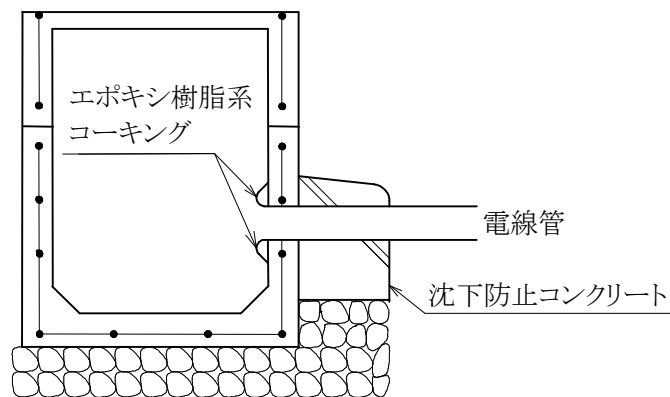
凡 例			ハンドホール内寸[mm]		鉄蓋		
(内寸)	(蓋荷重・形状)		開口	深さ	中荷重	重荷重	蓋径
HH-45A	-R2K	-45	450×450	600	○		450φ
	-R8K	-45				○	
HH-60A	-R2K	-60	600×600	600	○		600φ
	-R8K	-60				○	
HH-60B	-R2K	-60		900	○		
	-R8K	-60				○	
HH-75A	-R2K	-60	750×750	600	○		
	-R8K	-60				○	
HH-75B	-R2K	-60		900	○		
	-R8K	-60				○	
HH-90A	-R2K	-60	900×900	600	○		
	-R8K	-60				○	
HH-90B	-R2K	-60		900	○		
	-R8K	-60				○	
HH-120A	-R2K	-60	1200×1200	600	○		
	-R8K	-60				○	
HH-120B	-R2K	-60		900	○		
	-R8K	-60				○	

(2) 角型化粧蓋

凡 例		ハンドホール内寸[mm]		鉄 蓋	
(内寸)	(蓋荷重・形状)	開口	深さ	中荷重	重荷重
HH-45A	-S2K	450×450	600	○	
HH-60A	-S2K	600×600	600	○	
HH-60B	-S2K		900	○	
HH-75A	-S2K	750×750	600	○	
HH-75B	-S2K		900	○	
HH-90A	-S2K	900×900	600	○	
HH-90B	-S2K		900	○	
HH-120A	-S2K	1200×1200	600	○	
HH-120B	-S2K		900	○	

3.6.8
ハンドホールへの配
管接続

波付硬質合成樹脂管のような可とう性を有する配管を使用しない場合、ハンドホールへの配管接続部分は、下図により配管の沈下防止の処置を施すこと。



第4章 通信・情報設備工事

第1節 端子盤

4.1.1
端 子 盤

- (1) 共通事項は3.2.1、キャビネットは3.2.2による。
- (2) 端子板に対し、ケーブルが正対しない場合は張力止めを設ける。
- (3) 木板についてはJAS(日本農林規格)のF☆☆☆☆タイプを使用することを原則とする。

第2節 拡声設備

4.2.1
試 験 調 整

イコライザーアンプを含むシステムでは、標準仕様書により試験を行った結果、フラットパワーレスポンスを得たつまみの位置にマーキングすること。

第3節 自動火災報知設備

4.3.1

警戒区域標示板

地図式表示型受信機の場合を除き、アクリル製で色別文字彫刻とした警戒区域標示板を設置すること。ただし、特記ある場合は、ケント紙に表示し、プラスチックケースに収納したものとする。

4.3.2

スポット感知器

スラブ内に埋設された位置ボックスに感知器を取付ける場合は、結露による誤動作を防止するため、位置ボックスに発泡ウレタン等を充填する等の対策を施すこと。

4.3.3

自立型防災盤

- (1) 共通事項は3.2.1, キャビネットは3.2.2による。
- (2) 扉の板厚は1.6mm以上とし、扉押えはマグネット等を使用する。
- (3) 塗装色は指定色とする。指定のない場合はマンセル2.5Y9/1とする。
- (4) 盤の名称は原則として和名とし、設計名称を傍記する。
- (5) ガス漏れ警報装置の表示ランプは、自己保持型とする。
- (6) ガス漏れ感知器用電源装置は盤内に組み込むものとする。
- (7) 上記以外の仕様は製造者標準とする。

第4節 機器収納ラック

4.4.1

機器収納ラック

- (1) ラック下部に製造者名、施工業者名、完成年月を容易に消えない方法にて表示する。
- (2) 接地端子は接地線の本数を考慮して取付け、本数が多い場合は銅帯を設置する。
- (3) 塗装色は指定色とする。指定のない場合はマンセル2.5Y9/1とする。
- (4) EIA規格準拠とする。
- (5) 上記以外の仕様は製造者標準とする。

別表 機器取付高さ

図面に特記なき場合、機器取付高さは下記を標準とする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。

機 器		測 点	取 付 高 さ (m m)
共通	取引用計器	地上～窓中心	約1,800
電 灯	分電盤(壁掛形)	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	スイッチ(一般)	床上～中心	1,300
	スイッチ(和室)	床上～中心	1,200
	コンセント(一般)	床上～中心	300
	コンセント(和室)	床上～中心	200
	コンセント(台上)	台上～下端	100
	コンセント(ファン用)	床上～下端	ファン下端
	コンセント(厨房)	床上～中心	800～1,000
	コンセント(車庫)	床上～中心	1,300
	コンセント(機械室)	床上～中心	500～1,000
	コンセント(屋外)	地上～中心	1,000～1,300
	コンセント(防水)	床上～中心	500
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300
	ブラケット(踊場)	床上～中心	約2,500
	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
	壁付防犯灯	GL～中心	2,500～3,000
	人感センサー用照明スイッチ (自動・切・試験)	床上～中心	1,800
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	開閉器箱	床上～中心	1,500
	電磁開閉器用押ボタン	床上～中心	1,300
身 障 者 用	呼出しボタン(便所用)ひも無	床上～中心	1,000
	呼出しボタン(便所用)ひも付	床上～中心	400
	壁付インターホン(親機)	床上～中心	1,300
	壁付インターホン(玄関子機)	床上～中心	1,100
	廊下表示灯(復旧ボタン付)	床上～中心	1,300
	「使用中」「施錠中」表示灯	床上～中心	1,500
	スイッチ(車椅子用)	床上～中心	1,100
	コンセント(車椅子用)	床上～中心	900
電 話	集合保安器箱	天井～上端	200
	端子盤(廊下、室内)	床上～下端	300
	端子盤(EPSなど)	床上～中心	1,500
	壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300
	壁付アウトレット(和室)	床上～中心	200
時 計 拡 声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	壁付子時計	床上～中心	2,300
	壁付形スピーカ	床上～中心	2,300
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,300
等 警 報 表 示	表示盤	床上～中心	2,300
	壁付発信機	床上～中心	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	床上～中心	2,300
	壁付押ボタン(一般)	床上～中心	1,300

インターホン	壁付インターホン(一般)	床上～中心	1, 300
	壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300
	壁付アウトレット(和室)	床上～中心	200
テレビ	機器収容箱	天井～上端	200
	直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	直列ユニット(和室)	床上～中心	200
火災報知	受信機	床上～操作部	800～1, 500
	副受信機	床上～操作部	800～1, 500
	機器収容箱	床上～操作部	800～1, 500
	発信機	床上～操作部	800～1, 500
	表示灯	床上～中心	2, 100
	警報ベル	床上～中心	2, 300
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	250
	都市ガス用検知器(軽質)	天井～上端	150
	都市ガス用検知器(重質)	床上～上端	250